

FAU Erlangen-Nürnberg I, Postfach 3520, 91023 Erlangen

政治科学研究所

人間社会研究部門及び人間社会政策

ハイナー・ビーレフェルト博士（教授）

Kochstr.4/5, 91054 Erlangen

電話：+49 9131 85-23273

heiner.bielefeldt@fau.de

<https://www.pol.phil.fau.de/>

エアランゲン，2024年2月29日

関係各位

日本におけるエホバの証人の差別的扱いについて

宗教又は信念の自由に関する、国連の元特別報告者として、2022年12月に日本の厚生労働省が通達した「宗教の信仰等に関する児童虐待への対応に関するQ&A」ガイドラインは、宗教的マイノリティ、特にエホバの証人の評判を悪化させる深刻なリスクをはらんでいるものとして深く危惧している。なお私自身は日本語が読めないため、英訳されたガイドラインに基づいて理解せざるを得なかった。

さまざまな形態の児童虐待と闘い、それを防止することは、当然ながら全ての社会にとって優先事項でなければならない。国連児童の権利に関する条約（CRC）は、「主として考慮される」ものとして「児童の最善の利益」とする（第3条）明確な義務を、全ての公的機関に課している。しかし、子どもの権利を支援する国家の活動は、親の権利、マイノリティの権利、宗教又は信教の自由、その他の権利も考慮に入れた、十分に広範な人権的アプローチを適用して初めて成功する。このような広範なアプローチは、ウィーン世界人権会議（1993年）で表明された、全ての人権は「普遍的にして不可分かつ相互に依存し合い、関連し合っている」として理解されるべきであるという公約にも沿うものである。

マイノリティグループが、その家族やコミュニティの影響から子どもたちを守るという名目で、しばしば広範な介入を受けてきたことは、世界中に存在する十分な証拠からも明らかである。少数民族、先住民、宗教的マイノリティ、性的マイノリティの「レインボーファミリー」などがその例である。主な論点は常に、家族やコミュニティの影響が、子どもの幸福に悪影響を及ぼす可能性があるということであった。社会の本流とは多少なりとも「異なる」環境で育つことは、子どもの発達や将来の人生の機会を妨げるものであるという前提が根底にあるように思われる。しかし、このような介入は、しばしば子ども、親、そしてより広範なコミュニティといった、影響を受ける全ての当事者に対する重大な人権侵害をもたらす結果となってきた。多くの場合、介入に責任を負う者は善意から行動し、それによって児童の最善の利益を促進することを個人的に確信していたかもしれない。しかし、人権侵害が起これば、多くの場合、遠大な悪影響が及んできたという事実が変わりはない。

このような背景に鑑み、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」ガイドラインは懸念を生じさせるものである。このガイドラインは、関係するより広範な人権問題に対する十分な認識を欠いている。本文中で引用されている唯一の人権の規定は、児童の思想、良心及び宗教の自由を保障する子どもの権利条約の第14条である。とりわけ「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第18条第4項にうたわれている親の信教の自由としての側面への言及はない。また、多くの国連文書に盛り込まれているマイノリティの権利も考慮されていない。

CRC第14条への言及さえ不完全である。CRCが信教の自由の分野で子どもを権利者として扱っているのは事実である。同時に、第14条第2項では、親または保護者は「児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える」権利及び義務を有することを定めている。「指示」を与えることには、宗教への加入、教育、交流といった論点が含まれる。このようにCRCは、信教の自由の領域に関する親の権利を明確に認めている。国家は異なる宗教や信条に対して（公平かつ不偏であるという意味で）「中立」を保つことが期待されるが、家族は同様に中立であることを期待されてはいない。家族それぞれの理解にもよるが、家庭は宗教の教え、規範、コミュニティの慣習などを子どもに親しませる正当な場となり得る。これは、「この規約の締約国は父母及び場合によ

り法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する」と定める「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（ICCPR）の第18条第4項に沿ったものである。当然、この規定は宗教的マイノリティの親にも適用される。実際、マイノリティの家庭がしばしばさらされてきた差別的な経験を背景にしてこそ、この規定の妥当性が十分に発揮されると考えるのが妥当であろう。

CRC第14条第2項は、ICCPR第18条第4項に照らして理解されなければならない。その逆もまた然りである。したがって、子ども、親、国家の関係を三角形として概念化するのは不適切である。そこでは、子どもの幸福を守る親と国家担当局の権限が、競合する関係になっている。しかし親は子どもに対して権利と義務の両方を有している一方で、国家担当局は権利者としての地位は有していない。その代わり、子どもと親の相互に関連する権利を尊重し、保護する責任を負っている。親に対する介入は、例えば子どもの発達しつつある能力に関連して、明確に定義された例外に対してのみ正当化されるべきものである。そのような介入の条件は、国家が子どもと親の関係に介入することが厳格な例外にとどまるよう、限定的かつ明確でなければならない。

Q&Aガイドラインは、異なる論理の上に成り立っている。表面上は子どもの最善の利益を保護する形を装いながらも、他の基本的な人権については全く触れていない。その結果、他の人権との相互関係においてのみ展開され得る子どもの権利を、かえって損なってしまうのである。虐待、ネグレクト、唆しなどの用語は、十分に明確な定義がされないままであるため、潜在的に強引な介入を実質可能にし、CRCを含む基本的人権の原則を根本から覆す危険性をはらんでいる。

例えば、ガイドライン問3-2では「特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為（誕生日会等の一般的な行事への参加を一律に制限する行為を含む。）」が児童虐待に当たるかどうかを問うている。答えは「社会通念上一般的であると認められる交友」から子どもを制限することは「ネグレクト」に当たるというものである。誕生日会やそれに類する社交行事への参加を、子どもが希望すればいつでも認めることには、賛成する正当な論拠があるかもしれない。問題は、関連する親の制限を「ネグレクト」と認定することで、国家当局がさまざまな方法で介入しなければならない

いと感じる可能性があることだ。この点で、ガイドラインが、国家の介入の範囲や性質を限定するような、必要性や妥当性といった具体的な基準を明示していないことは注目に値する。

問3-3は、ある種の娯楽に対する宗教上の禁止事項を取り上げている。関連する制限は、「教育上の配慮等に基づく合理的な制限と認められる」場合を除き、「心理的虐待に該当する」とされている。ここでもまた、親の権利、マイノリティの権利、そしてとりわけ子どもの権利を損なうような、国家による介入への門戸が開かれかねない。実際、このガイドラインの存在そのものにより、すでに介入が始まっているともいえる。宗教的マイノリティの家庭に対して、不安を感じさせる影響力を与えている可能性があるからである。

問4-1の答えにおいて、ガイドラインは特に次のように述べている。「児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する」。この文言には、極めて重要な用語がいくつも曖昧なまま残されている。「社会的相当性」とは何か、「著し [い] 逸脱」とは何か。該当する質問では「法令に違反すること」を広く指しているが、これは良心的兵役拒否行為を含め、まったく異なる意味になり得るものである。「唆す」という動詞も同様に、異なった解釈の余地があるものである。

Q&Aガイドラインは、深刻な人権侵害につながりかねない。それは、親の信教の自由という権利の側面に対する、また用語が明確であることの重要性に対する衝撃的な認識の欠如から生じるものである。さらに、ガイドラインは、潜在的な児童虐待者としての烙印を公然と押すことにより、日本における宗教的マイノリティに対する既存の偏見を増長している。親、保護者、そしてより広いコミュニティの権利を侵害することとは別に、これは子どもの権利、すなわちガイドラインが推進すると主張している権利そのものにも影響を与えるものである。

私は日本政府に対し、人権についての広く十分な理解に基づいて、子どもたちの心身の幸福を守るよう訴える。それは「普遍的にして不可分かつ相互に依存し合い、関連し合

っている」ものである。この中には当然、宗教や信教の自由を始め、子ども、親、そしてマイノリティのコミュニティに属する構成員が持つ権利も広く含まれていなければならない。日本の厚生労働省が採用した「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」ガイドラインは、国際人権法の精神と文言に適合するよう、再検討されるべきである。

質問等があれば、喜んで対応することを申し添える。

ハイナー・ビーレフェルト博士（教授，名誉博士）
Heiner Bielefeldt

宗教又は信念の自由に関する，国連の元特別報告者（2010～2016年）